

建設協力金の税務上の取扱い（仕訳例）

※新会館建設着手は、令和8年5月頃を予定しています。

【負担された総額が20万円未満の場合】

繰延資産は、その支出の効果が認められた年分又は事業年度において費用計上が認められるため、建設協力金の支出の効果は、新会館建設着手により始まるため、支出の効果が始まる年分及び事業年度において全額必要経費に算入することとなる。（所得税法施行令139条の2、法人税法施行令134条）

<仕訳>

(例1) 建設協力金15万円を支出した年分(又は事業年度)が新会館建設に着手した年分(又は事業年度)より前である場合

イ 支出時

前払金 150,000 / 現金(預金) 150,000

ロ 会館建設着手時又は会館建設着手事業年度の決算時

雑費(建設協力金) 150,000 / 前払金 150,000

※ 新会館建設着手前に負担金を支出した場合は、新会館建設着手時まで「前払金」として計上とする。

(例2) 建設協力金15万円を支出した年分(又は事業年度)が新会館建設に着手した年分(又は事業年度)以後である場合

雑費(建設協力金) 150,000 / 現金(預金) 150,000

※ 会館建設着手の翌年(又は翌事業年度)以後の支出は該当しない。

【負担された総額が20万円以上の場合】

繰延資産は、その支出の効果が認められた年分又は事業年度において費用計上が認められるため、建設協力金の支出の効果は、新会館建設着手により始まるため、支出の効果が始まる年分及び事業年度において全額繰延資産として計上することとなる。（所得税法施行令139条の2、法人税法施行令134条）

<減価償却期間及び方法>

イ 償却期間 10年

ロ 償却方法 均等償却

ハ 償却開始の時期

新会館建設着手前に建設協力金を支出した場合は、新会館建設着手時まで「前払金」

として計上する。償却開始の時期は、新会館建設着手前に建設協力金を支出した場合は建設に着手したときからとなり、新会館建設着手後に建設協力金を支出した場合は、負担金を支出したときからとなる。(法人税法基本通達 8-3-3、8-3-5、所得税法基本通達 50-5、50-6)

ニ その他

負担金を分割して支出する場合(3 ヶ年以内の分割)は、未払額を含めた総額を繰延資産として計上し、10 年間で均等償却することができる。(法人税法基本通達 8-3-3、所得税基本通達 50-5)

<仕訳>

(例 3) 新会館建設着手前に建設協力金総額 150 万円を 1 回で支出した場合

イ 支出時

前払金 1,500,000 / 現金(預金) 1,500,000

ロ 新会館建設着手時

繰延資産 1,500,000 / 前払金 1,500,000

ハ 新会館建設着手事業年度の決算時

繰延資産償却費 75,000 / 繰延資産 75,000

※ 1,500,000 円 × 6 ヶ / 120 ヶ月 = 75,000 円

(新会館建設着手から決算までの月数が 6 ヶ月の場合)

例えば、着工月が 5 月、決算月が 3 月の場合、11 ヶ月分となる。

ニ 2 年目から 10 年目決算時まで

繰延資産償却費 150,000 / 繰延資産 150,000

ホ 11 年目決算時

繰延資産償却費 75,000 / 繰延資産 75,000

※ 1,500,000 円 × 6 ヶ月 / 120 ヶ月 = 75,000 円

(例 4) 負担金総額 200 万円を新会館建設着手前と新会館建設着手後の 2 回に分けて均等の分割で支出した場合

イ 1 回目(新会館建設着手前)の支出時

前払金 1,000,000 / 現金(預金) 1,000,000

会館建設着手時

繰延資産 2,000,000 / 前払金 1,000,000

未払金 1,000,000

ロ 2 回目(会館建設着手後)の支出時

未払金 1,000,000 / 現金(預金) 1,000,000

ハ 新会館建設着手事業年度の決算時及び翌年度以降の決算時

※ 繰延資産の償却については(例 3)のハ、ニ、ホと同じ処理となります。